

# 台風第12号に伴う農作物等の事後対策

令和5(2023)年9月5日  
栃木県農政部経営技術課

## I 共通

- (1) 大雨により浸水及び冠水したほ場は、速やかに排水対策を行う。
- (2) ゴミや刈り払った雑草が水路を塞がっている場合は、直ちに取り除く。
- (3) 防風網や多目的防災網等が破れた場合は、破損した部分を速やかに補修する。
- (4) ハウスの骨材や被覆資材が破損した場合は、速やかに補修する。

## II 普通作物

### 1 水稲

- (1) 大雨により冠水したほ場は、速やかに排水に努める。
- (2) ほ場にゴミなどが流入した場合は、刈取の妨げにならないよう取り除く。
- (3) 台風後は晴れて乾燥した強風が吹く場合があり、登熟不良、白穂の発生、青枯れ等の被害が発生する懸念があることから、水管理はやや深水とする。特に、普通植のほ場は注意する。
- (4) 今年は、登熟期間中に高温に遭遇していることから、胴割れしやすい玄米構造となっているため、ていねいな乾燥調製に努める。

### 2 大豆

- (1) 大雨により冠水及び浸水したほ場は、速やかに排水に努める。
- (2) 葉焼病や斑点細菌病を予防のため、台風後速やかに登録薬剤を散布する。

### 3 そば

- (1) 大雨により冠水及び浸水したほ場は、速やかに排水に努める。

## III 野菜

### 1 全般

- (1) 強風によるハウスやネットの破損が確認できたら直ちに補修を行う。
- (2) 大雨によるほ場の冠水及び浸水が確認できたらほ場からの排水を行う。
- (3) 強風・大雨が通過したら、必要に応じて薬剤防除を実施する。

### 2 いちご

- (1) 炭疽病が発生しやすくなるので、台風後の薬剤防除を徹底する。
- (2) 本ほ内が浸水した場合は、排水後畝の補修を行い、状況に応じて再度土壌消毒を行う。

### 3 なす、きゅうり等

- (1) 強風により損傷した傷果や側枝は除去する。
- (2) 損傷を受けた傷口から病害が入りやすいため、登録のある殺菌剤で防除する。
- (3) 樹勢回復のため窒素、加里分を追肥する。

※殺菌剤散布時に窒素入り葉面散布剤混用も有効

### 4 トマト

- (1) 強風の影響によりタバココナジラミの侵入が懸念されるため、台風後の薬剤散布を徹底する。

## IV 果 樹

### 1 全 般

- (1) 大雨により病害の増加が懸念されるため、登録のある殺菌剤で防除する。
- (2) 大雨による冠水及び浸水したほ場は、速やかに排水対策を行う。
- (3) 強風により果実の擦れ傷が発生しやすいため、収穫果実の選果選別を徹底する。
- (4) 落下した果実は、速やかにほ場へ持ち出して適切に処分する。
- (5) 倒伏した樹は、できるだけ早く引き起こし、支柱等へ誘引して固定する。

## V 花 き

### 1 全 般

- (1) 大雨による冠水及び浸水したほ場は、速やかに排水対策を行う。
- (2) 大雨により病害の増加が懸念されるため、登録のある殺菌剤で防除する。
- (3) 施設が破損した場合は、速やかに補修する。

## VI 特用作物

### 1 こんにゃく

- (1) 大雨による冠水及び浸水したほ場は、速やかに排水に努める。
- (2) 腐敗病等を予防するため、台風後速やかに登録薬剤を散布する。

## VII 畜 産

### 1 畜 舎

- (1) 畜舎が冠水した場合は、速やかに排水し消毒する。
- (2) 風雨による漏電や機器の故障も懸念されるので、各機器が正常に作動していることを必ず確認する。
- (3) 風雨により畜舎等に破損が生じた場合は、外部から野生動物が侵入しないよう速やかに補修する。

### 2 飼料用とうもろこし

- (1) 冠水や浸水等の被害を受けたほ場は、速やかに排水溝を設けて排水を行う。
- (2) 収穫適期に被災した場合は、今後の気象情報に注意し、ほ場に機械が入れる状態になったら早めに収穫する。収穫時は土砂が混入しないように高刈りする。土砂の付着の著しいとうもろこしは、サイレージの品質劣化等の懸念があるので収穫しないようにする。
- (3) 倒伏、高水分、刈り遅れはサイレージの品質低下が避けられないので、調製時に添加剤を利用する。また、給与に際しては、必要に応じて栄養成分分析を行い、栄養価、嗜好性等を配慮し、補助飼料を給与する等家畜の生産性が低下しないよう注意する。

## Ⅷ 農地・農業水利施設について（事後対応）

- (1) 土砂災害、河川の増水や氾濫に注意し、身の安全を確認した上で農地や農業水利施設の巡視及び点検を行う。
- (2) 被害が確認された場合は、市町や農業振興事務所へ速やかに連絡する。
- (3) 特に、防災重点農業用ため池の被害、人命及び生活インフラに関わる被害、営農に影響が出るような被害などは分かり次第連絡する。
- (4) 被害拡大の恐れがあり、応急措置（堤体のクラック拡大防止のため、ブルーシートで保護するなど）が必要な場合は、市町や農業振興事務所へ相談する。

### ○農作業安全の確保

気象庁が発表する最新の気象情報を入手し、**身の安全を確保した上で農作業を再開**するようにしましょう。

### ○農薬ラベルの読み上げ運動

農薬の誤使用を防ぐため、農薬使用前には必ず**農薬ラベルを指さしながら声に出して読み上げ確認**を行いましょ！

（注意）

- ※ 農薬の使用に当たっては、使用基準（適用作物、希釈倍数、使用時期、使用回数等）を厳守する。同一成分の使用回数にも制限があるので注意する。
- ※ 農薬散布に当たっては、天候が回復した後の急激な気温上昇により薬害等が生じるおそれがあることから、事前に登録内容をよく確認の上使用するとともに、散布時の飛散防止に十分注意する。